

平成 26 年 6 月 19 日
福祉部介護保険課

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
における検討課題

地域密着型サービス拠点等の整備促進

【目標】

要介護状態になり、家族等による介護が困難な場合となっても、住み慣れた地域での暮らしが継続できるよう、24 時間体制で在宅生活を支援するサービスの充実を図ります。

【現状と課題】

1 地域密着型サービス拠点等

平成 18 年度の制度創設以来、身近な地域で区民が利用できる必要なサービスとして、日常生活圏域およびサービス種別ごとに事業所整備目標数を定め、公募を実施し、国および東京都の補助制度を活用して整備促進に努めてきました。その結果、グループホームや小規模多機能型居宅介護は特別区内において有数の整備数を誇っていますが、サービス種別によっては整備目標に到達していないものもあります。今後は、サービス種別ごとに、練馬区高齢者基礎調査の結果等からうかがえる区民ニーズを踏まえた整備目標数を検討するとともに、整備促進を妨げる要因を分析し、改善につながる施策を検討する必要があります。

2 介護保険制度の改正等による検討事項

小規模通所介護が地域密着型サービスへ位置付けられる等の制度の改正が見込まれており、介護保険における保険者として、これらの課題に対する区の方針を検討していく必要があります。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 地域密着型サービス拠点

(1) 小規模多機能型居宅介護

社会保障審議会の意見において、地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の一つとして、今後もサービスの更なる普及促進を図る必要があるとされています。また、「通い」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援していく観点から「訪問」の機能を強化する方策等が検

討されています。

第6期計画においても、引き続き圏域間のバランスを考慮しながら整備促進を図ります。

《主な取組事業》

事業 小規模多機能型居宅介護の整備

(2) 複合型サービス

複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護と別のサービスを組み合わせてサービスを提供するというもので、現在は介護保険法において訪問看護との組み合わせのみ定められています。また、社会保障審議会の意見においては、事業者の整備が進まないことから、更なる普及啓発を図る必要があるとされています。

複合型サービスについては、国の動向や事業者の意向を踏まえつつ、整備に向けた検討を行うこととします。また、整備促進を図るため、区独自報酬加算の設定について検討します。なお、事業者から整備の協議があった場合には、その整備について検討します。

《主な取組事業》

事業 複合型サービスの整備・検討

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

第5期計画に引き続き、整備を進めることとし、整備にあたっては、小規模多機能型居宅介護との併設を基本とします。

このため、第6期計画における整備目標数については、併設サービスの整備目標数に合わせた設定とします。なお、単独での整備は認めない方針とするため、小規模多機能型居宅介護が単独で整備された場合には、第6期計画期間におけるグループホーム整備可能数はその分を差し引くこととします。

《主な取組事業》

事業 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備

(4) 認知症対応型通所介護（認知デイ）

一般型デイサービスセンターに比べ利用料金が低い、認知症という名称が受け入れられ難い等の理由から、現状、認知デイの利用者数は減少傾向にあります。また、第5期計画における公募においても、区有地活用に伴う光が丘圏域1か所のほかは、国および東京都の補助制度の活用にもかかわらず、

整備の見込みは立っていない状況です。

このため、第6期計画においては、サービスの更なる普及に取り組み、区民をはじめ事業者やケアマネジャーに対する啓発を行う一方、整備目標数は定めないこととします。整備の協議があった場合には、第6期計画期間における介護給付量の推移等とのバランスに配慮しながら、整備の必要性について検討していきます。

《主な取組事業》

事業 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）の整備

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

複合型サービスと並び、第5期計画から制度化されたサービス種別であり、単身、高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加への対応に欠かせない、在宅介護の限界を高めるための中心的なサービスとして、国の意見においても、更なる普及促進を図る必要があるとされています。

そこで、第6期計画においては引き続き、日常生活圏域ごとに整備を促進していきます。また、新たなサービスであることから、区民向けの周知や、ケアマネジャー向けの説明会等を実施し、更なる普及啓発を図っていきます。

《主な取組事業》

事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間定期巡回・随時対応サービス）の整備

(6) 夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の制度化に伴い、第5期計画においては新たな整備は行わない方針としてきました。一方、既存の利用者は一定程度継続しており、今後も既存のサービス拠点に対する支援は必要とされる状況です。

第6期計画においても、同様の方針を継続していきます。

《主な取組事業》

事業 夜間対応型訪問介護の整備

(7) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

平成18年度の制度創設以来、整備は行われていません。第5期計画においては、整備目標数は定めないこととし、整備の協議があった場合には、広域型（定員30人以上）とされる通常の特別養護老人ホームの整備目標数の

範囲内で、整備の必要性について検討することとしています。
第6期計画においても、同様の方針を継続していきます。

《主な取組事業》

事業 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の整備

2 介護保険制度の改正等による検討事項

小規模通所介護の区への指定事務等の移管

小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護として地域密着型サービスへ移行する時期については、区の事務負担を考慮し、平成28年4月までの間で施行し、区における運営基準等の条例制定についても施行から1年間の経過措置を設けることが検討されています。

第6期計画においては、改正法を受けた区条例の改正や、圏域間のバランスを考慮した整備および事業者公募・選定の導入について検討します。

《主な取組事業》

事業 新規 小規模通所介護の区への指定事務等の移管